つくば保育の質ガイドライン(案)の パブリックコメント手続の実施について

平成 30 年 12 月 つくば市こども部幼児保育課

案件名	つくば保育の質ガイドライン(案)
募集期間	平成 30 年 12 月7日 ~ 平成 31 年1月7日
担当課	こども部幼児保育課
問合せ	TEL 029-883-1111 (内線)1602

■ 意見募集の趣旨

つくば市では、国が定める保育所保育指針等を踏まえ、「安心の子育てができるつくば」を目指していくために、「つくば保育の質ガイドライン」の策定を進めてきました。

これまで、「子ども・子育て会議」などにおいて、保育現場の保育士や幼稚園教諭、有識者や市民の方々から御意見をいただき、「つくば保育の質ガイドライン(案)」を策定しました。

つきましては、「つくば保育の質ガイドライン(案)」を公表しますので、 市民の皆さんの意見をお寄せください。

■ 資料

- ・つくば保育の質ガイドライン(案)
- ・つくば保育の質ガイドライン(案)の背景・経緯等
- ・つくば保育の質ガイドライン(案) 概要版

■ 提出方法

〇 直接持参・こども部幼児保育課 (1階)

・各窓口センター

各地域交流センター

※施設閉庁日を除く

〇 郵便 〒305-8555

つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部幼児保育課

- ファクシミリ 029-828-5796
- 〇 電子メール wef041@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、「(様式3の3)パブリックコメント意見提出様式」やホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所(法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地)を明記の上、御意見を提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。 提出された意見を十分考慮した上で、つくば保育の質ガイドライン(案)の 最終決定を行います。
- ・提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表 いたします。個人情報等の取り扱いには十分注意するとともに、公表に際し ては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害する おそれのある情報など公表することが不適切な情報(つくば市情報公開条例 第5条に規定する不開示情報)については、公表しません。
- ・提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

- 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所
 - 公表時期 平成31年2月ごろを予定しています。
 - 〇 公表場所 市ホームページ、こども部幼児保育課、 情報コーナー(庁舎1階)、

各窓口センター、各地域交流センター

つくば保育の質ガイドライン(案)

平成 年 月 つくば市

			/// / // / 4//
「市長あいさつ」			
	平成 年		
	つくば市長	五十嵐	立

つくば保育の質ガイドライン目次

1)_	17	Γ.	フ1	ン	來	Œ	(0)	越	Ħ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	た	Ĭイ	ドラ	5 1	′ン	′ の	活	用	方	法	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	1
3	た	Ĭ イ	ドラ	5 1	′ン	' の	位	置	づ	け	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	2
4	7) <	ばぇ	Ħ Ø.) 保	自	· の		指	す	も	の	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• •	•	•	•	•	•	•	3
		1	ン と 人 虐	権	のュ	等重	Ī					• ₹	•																				
	(2)	聙	員	に	求と	りら	5 †	า ส	3資	鱼鱼	重	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• •	•	•	•	•	•	•	5
	(3)	保	育	環:	境	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	, ,	•	•	•	•	•	•	6
		1	(育 保育 生活	i i	一画							•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	7
	(3		1 1 3	才	未以以	満上上	児 3	・ 才	未	• 満 •	児 • •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1	9 10 12
	(5)	安	全	管:	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	, ,	• 1	۱4
		1	援保地				-				•	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 爰																	• •		
5	保	育	のり	質点	〕上	(C)	た	: め	に	,	求	め	5	れ	る	ŧ	5 <i>σ</i> .)	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• (• 1	17
	おわ	りり	に	•	•	•	•	•	• (•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		• (• -	19
	【資 (【資	仮	称)		- つ	<	ば	保	育	の	質	ガ	イ	۲	ラ	イ	ン	٦	ア	'ン	ケ	_	 	に	つ	l)	て	-	•	•	•	• 2	20
	ワ 【資		クミ	IJΞ	リツ	プ	Γ	つ	<	ば	の	保	育	を	考	え	ょ	う	٦	に	つ	しり	7	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2	23
		<	ば得	マイ イン・アイン イン・アイン イン・アイン アイ・アイン アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	う の	質	ガ	イ	۲	ラ	1	ン	策	定	会	議	及	び	ワ	_	+	ン	グ	会	議	経	追	<u>.</u>	•	•	•	• 2	25
	(仮	4】 称) 称)																														

_____ 1 ガイドライン策定の趣旨

つくば市においては、県内各地で人口が減少する中で、つくばエクスプレス沿線開発地区を中心に人口が増加し、保育需要が増大しています。また、家族形態や就労状況の変容などを背景に、保護者の保育ニーズもますます多様化しています。

つくば市では、多様な保育ニーズに対応していくため、バランスの良い施設などの 整備を行うと同時に、保育人材の確保を支援して、待機児童解消を目指しています。

こうした子ども・子育てを支える基盤の量的確保により新規施設が増加している中で、保育の質の確保・向上にも取り組んでいく必要があります。

そのために、市内全ての保育所(園)、幼稚園及び認定こども園など(以下「保育施設」という。)において、子どもたちの育ちに十分配慮しながら、質の高い保育・幼児教育(以下「保育」という。)を計画的かつ確実に子どもたちに提供するため、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域、行政など(以下「保育関係者」という。)が共通理解を深め、相互に連携・協力していく必要があります。

こうしたことから、つくば市では、保育現場の保育士や幼稚園教諭、有識者や市民 の方々にも議論いただき、本ガイドラインを策定しました。

本ガイドラインでは、保育の質の確保・向上を図るための6つの柱(P3)や、行政や事業者などの果たすべき責任や役割、保護者の参加・協力の推進などについて記述しています。

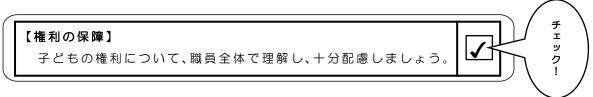
つくば市では、保育関係者が本ガイドラインを活用し、また、つくばらしさや地域 の資源もいかしながら子どもたちの育ちを支え、市内のどの保育施設においても、保 育の質の確保がされるような、「安心の子育てができるつくば」を目指していきます。



(※P23参照)

2 ガイドラインの活用方法

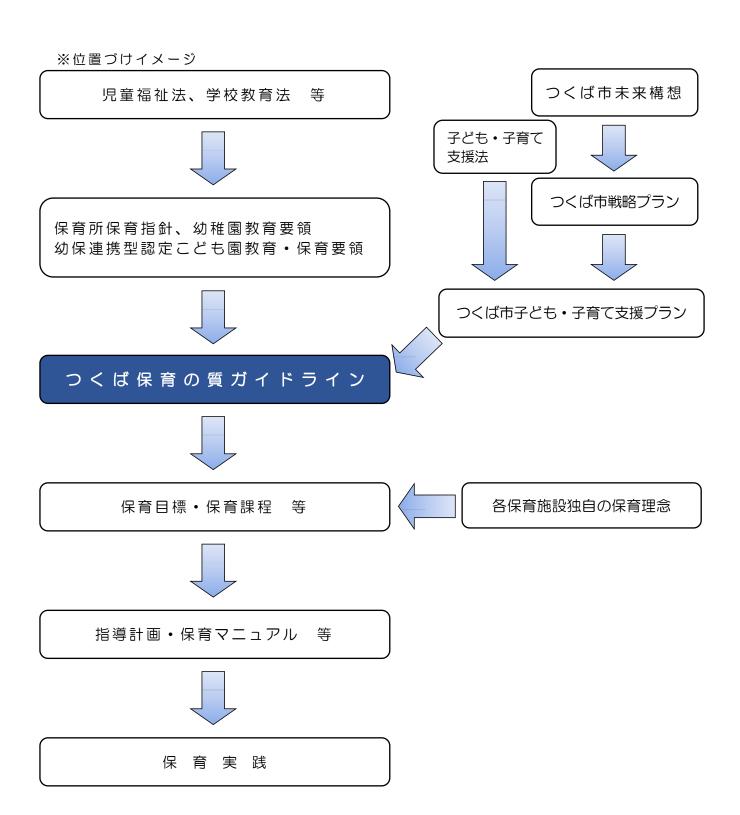
本ガイドラインは、保育の具体的な確認項目を、チェックボックス形式で挙げています。全ての保育関係者や各保育施設は、日々の保育の振り返りや保育現場での環境構成や検証、研修などに活用してください。

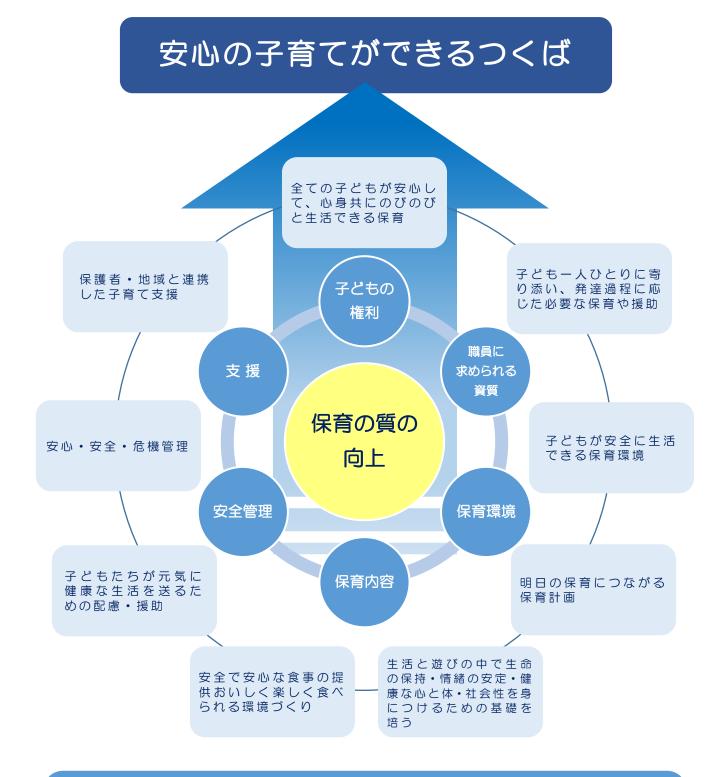


3 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、国が定める保育所保育指針などを踏まえ、「安心の子育てができるつくば」を目指していくために策定するものです。

今後も保育を取り巻く環境や状況の変化に合わせ、更新していくこととします。





~安心の子育てができるつくばを実現するために~

つくば市では、保育の質の向上を図るために6つの柱を掲げています。 子どもに関わる一人ひとりが、この柱に掲げる各確認項目の留意・向上に 努め、安心の子育てができるつくばを目指していきます。

(1) 子どもの権利

全ての子どもが安心して、心身共にのびのびと生活できる保育を行います。

子どもの権利とは、全ての子どもが心身共に健康に、自分らしく育つための権利です。子どもの権利条約では、「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利が記されています。子どもが置かれている環境はそれぞれ違っても、子どもたちには、最善の保育を受ける権利があります。

子どもの気持ちに寄り添い、子どもの尊厳を尊重し、健やかな成長を見守り、支えながら、保育を行っていく必要があります。

また、子どもの人権を著しく傷つける虐待の防止や予防についても努めていきます。

①人権の尊重

【権利の保障】 子どもの権利について、職員全体で理解し、十分配慮しましょう。	
【保育の権利】 子どもが何を求めているかを把握し、子どもにとって最善の保育を心がけましょう。	
【 子どもへの配慮】 子どもの良さを積極的に見つけ、誉めたり、励ましましょう。	
【個人情報の保護】 個人情報保護について、職員全体で理解し、守りましょう。	
【差別の禁止】 子どもの生活習慣や文化の違いを知り、認め合う心を育てましょう。	
【性的差別の禁止】 子どもの服装、遊び方、役割など、性の違いに対して、固定的な概念を植え付けない配慮をしましょう。	
【子 どもの養護】 特別な支援を必要とする子どもの保育について配慮をしましょう。	
② 虐待などの防止と早期発見	
【日常生活での気づき】 常に子どもの身体的・心理的状態を把握するよう心掛けましょう。	
【虐待の防止】 子どもに対し、威圧的、命令的、否定的な言葉遣いや叩く、つねるなどの体罰 は絶対にやめましょう。	
【 虐待の早期発見】 子どもの受け入れ・見送り時に保護者との対話の中で、子どもや保護者の様子を把握しましょう。	

★子どもの様子に異変を感じたとき、傷や痣を発見したとき、子育てに関する悩みがある保護者がいたときなど、つくば市子育て相談室にご相談ください。☎029-883-1149、1150

(2) 職員に求められる資質

子ども一人ひとりに寄り添い、発達過程に応じた必要な保育や援助を行います。

保育の質の確保・向上を実現する基本は、保育施設に勤務する職員一人ひとりの資質です。

保育施設は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人ひとりの職員についての 資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなくてはなりません。

また、全ての職員は、子ども一人ひとりの違いを認められる価値観及び倫理観、かつ保育者としての責任を持って保育に当たり、常に自己評価に基づく課題などを踏まえ、保育技術や知識を高める意欲がなくてはなりません。

つくば市の保育施設では、全ての職員が職務への責任感を持ち、子ども一人ひとりを大切に思う、温かい心を持つ人間性と専門性の向上に努め、保護者と寄り添い、子どもや保護者から信頼され尊敬される職員であることを目指します。

【全ての職員の倫理観】 保育所保育指針、幼稚園教育要領などの理解、職員間での助言指導などをし、 保育者・教育者の自覚(命を守る仕事の意識)を持ち保育に取り組みましょう 。常に危機管理意識を持ち行動をしましょう。	
【自身のスキルアップ】 職務内容に応じた研修受講、他園との交流など、自身の保育の振り返りを行い ましょう。	
【職員間のコミュニケーション】 様々な事項を理解できるよう、信頼関係を築き組織として保育の質の向上を図 りましょう。	
【保育の中での自然体験】 自然をいかして楽しむことにより、子どもが豊かな心を育んでいけるよう自然 と関わる取組をしましょう。	
【子 どもに寄り添う保育】 積極的に子どもに関わり、子どもと関わることを喜び、一緒に楽しみ保育を行いましょう。	
【子どもの個性に合わせた保育】 一人ひとりの発達過程を理解し、個々の成長・発達に合わせ、先を見通した援助をしましょう。	
【保護者との信頼関係】 保護者の気持ちに寄り添い、共に子どもの成長を喜び、発達を支援し、保護者からの相談、保護者への助言を行いましょう。	

(3) 保育環境

子どもが安全に生活できる保育環境を整えます。

保育施設は、人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し工夫して保育を行います。

子どもたちは、適切に整えられた環境の下、生活や遊びを通して様々な力を身に付けていきます。自らを取り巻く環境に主体的に関わり遊ぶことで心身の発達が促され、人間として尊重され愛されることにより人への信頼感が育まれていきます。

職員は子どものための保育環境を構成するとともに、常に確認を怠らず、子どもの健康に気を配り、子どもが安心して安全に過ごせる環境を整えます。

つくば市では、子どもたちの安全な生活と、成長に合わせた環境の整備を行っていきます。

【安全・安心な室内の環境】 施設内(保育室・調理室・トイレなど)の清掃、おもちゃなどの子どもたちが 使用する備品類を常に消毒することで、いつも清潔さが保たれるようにしましょう。	
【適切な室内の環境】 室内の温度、湿度、換気、音などの環境は、常に適切な状態に保持しましょう。	
【施設内外の死角を作らない配慮】 子どもたちの安全のため保育者からの死角を作らないように配慮しましょう。	
【子どもの成長に合わせた配慮】 子どもの成長に合わせた玩具、遊具、絵本を子どもの手の届く場所に適切な量 で用意し、子どもが自由に遊び、主体的に遊びを展開できるよう配慮をしましょう。	
【人的配置による保育環境の整備】 適正な保育士の配置と、特別な支援を必要とする子どもがいれば加配保育を配置するなどして、集団保育が安全で情緒の安定した生活となるように保育環境を整えていきましょう。	
【労働環境の整備】 地域の保育や子育て支援を担う <u>子育て支援員(※注1)</u> の育成を図り、保育者 の労働環境を整えていきましょう。	
【外遊びの取組】 園庭や園外での活動により、のびのびと体を動かす楽しさや自然物との関わり を通し、季節を感じられるように環境を整えていきましょう。	
【乳幼児に必要な保育環境】 はいはいや、つたい歩きができる安全な空間を、保育室の広さや間取りを考慮 して確保しましょう。(〇・1歳)	
【遊びに適した空間作り】 友だちと好きな遊びができる空間や、一人でじっくりと遊びを楽しむことができる空間の設定をしましょう。	

(※注1)

子育て支援員とは・・・「子育て支援員研修」の全科目を修了し、「子育て支援員研修修了証書」の交付を受けたことにより、子育て支援員として子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術などを習得したと認められる者。

(4) 保育内容

①保育計画

保育の全体的な計画を実践し、日々の保育を振り返り、子どもの生涯に渡る生きる力の基礎を培い、社会や世界の状況を視野に入れ、社会に求められる資質や能力を育み、明日の保育につながるよう努めます。

保育施設における保育の特性は、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育者などが行う援助や関わりである「養護」と子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助である「教育」との「養護と教育の一体的な展開」であり、子どもの気持ちをしっかりと受け止め、子どもの育ちを踏まえ援助していくことが大切です。保育者は、子どもと生活を共にしながら、子どもの全てを受け止め、その心身の状態に応じたきめ細やかな援助や関わりをしていくことを基礎とし、子ども一人ひとりが生きる力の基礎となる心情、意欲、態度を身に付けていけるように保育を展開します。

保育の内容は、O歳から6歳までの子どもの年齢に応じた発達の特徴を見通し、 各保育施設の保育理念や保育方針、つくばらしい地域性などを反映させながら保育 計画を立て、計画に基づく保育を展開し、日々の保育を振り返り評価することによ り、明日の保育に反映されることを繰り返すことが、保育の質の向上につながりま す。

計画された保育は、子どもの主体性を尊重し、その時々の子どもの状態に応じた 応答的な環境の構成や援助を行うことが重要です。職員の適切な援助によって、子 どもが自らやってみようとする意欲や興味関心、好奇心、探究心などの心情、考える力や認識力が培われ、自信や自己肯定感が育まれていきます。

つくば市では、これらを踏まえ、子どもが生涯にわたる生きる力の基礎を培う保育を実践できるよう、保育施設の職員自らが保育の質を高めていくことが目標です。

【「子どもの最善の利益」の考慮】 保育施設の理念、保育の方針や目標、指導計画などに基づいて保育に当たりま しょう。	
【子どもの成長の道筋の計画】 各保育施設の独自性や創意工夫された保育内容での保育計画を立て、応答的な 援助を行いましょう。	
【様々な環境の子どもへの保育】 子どもの個々の発達や地域の特性、年齢別、家庭環境をもとに計画を立て、保 育に反映しましょう。	
【子どもの成長過程の見守り】 児童票、保育日誌、施設日誌、保健日誌、幼稚園指導要録などで子どもの成長 を記録しましょう。	
【異年齢児との交流の場】 相互作用を通しての体験として、異年齢児との触れ合いや交流の場を計画しま しょう。	

②生活と遊びの中の保育

生活と遊びの中で、生命の保持・情緒の安定、健康な心と体・社会性を身につけるための基礎を培います。

保育施設の子どもたちは、日々の遊びを通し言葉や数、自然現象や科学に対する 興味関心、表現する力を身につけていきます。

子どもの表現は、遊びや生活の様々な場面で表出されているものであることから、それらを積極的に受け止めることが、様々な表現の仕方や感性を豊かにする経験となります。

また、「(仮称)つくば保育の質ガイドライン」アンケート調査結果では、「保育の中で望むもの」の項目について、職員及び保護者共に「自然体験を多く取り入れている」が多い回答となりました。(※P20参照)

つくば市では、保育の中で「つくばらしさ」をいかし、豊かな自然を日常的に感じながら、職員の適切な援助のもとで様々な体験をし、子どもの好奇心や探究心を育てていきます。

また、保育者や家族、周囲の大人との温かい言葉やスキンシップなどの触れ合いによって、子どもが人に対し慈しみを持ち、未来に向かって生きる力の基礎を培うことを援助していきます。

ア 1歳未満児

乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や運動機能が著しく発達し、特定の大人との愛情豊かな応答的な関わりを通じ、情緒的な絆が形成される特徴があります。

また、この時期の保育については、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人ひとりの発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応も必要であり、養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容との一体性をより強く意識し、保育を行うことが重要です。

つくば市では、保護者との信頼関係を築きながら、保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医などの専門性をいかした素早い対応をし、子どもが健やかに伸び伸びと育つ基盤を培います。

【保育士、看護師、栄養士、調理員、嘱託医などとの連携】 専門性をいかした素早い対応をしましょう。	
【生命の保持、情緒の安定】 一人ひとりの発育及び健康状態を把握し、表情豊かに優しく語りかけ、保育に あたりましょう。	
【視覚、聴覚の発達の支援】 玩具の種類や色、大きさを工夫し、音の大きさ、採光に配慮をしましょう。	
【健康に伸び伸びと育つ】 発育に応じての体を動かす機会の確保や工夫をし、子どもが自ら体を動かす意 欲を育てる様々な取組をしましょう。	
【保護者との信頼関係】 保護者からの相談などに対し、助言及び支援に努めましょう。	

イ 1歳以上3歳未満児

1歳以上3歳未満児については、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになります。

また、指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱も保育士などの援助の下、自分で行うようになり、発声も明瞭になってくるため、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになります。

このように、自分でできることが増え、自我が形成され、子どもが自分の感情や 気持ちに気付くようになる重要な時期であり、保育士などは、子どもの生活の安定 を図りながら、生活と遊びの中で、自発的な活動を尊重し、温かく見守るとともに、 愛情豊かに、優しく応答的に関わることが必要となってきます。

つくば市では、個別の対応を大切に子どもが他の友だちや保護者、保育士などの 温かい関わりにより、豊かな感性や表現する力を養い、明るく伸び伸びと生活でき るよう援助します。

【保育士、教諭、看護師、嘱託医などとの連携】 専門性をいかした対応に努め、子どもの健康な成長の見守りをしましょう。	
【 身近な人との触れ合い】 保育士などや他の友達との関わり、周囲の大人との関係など、人と関わる力が 養われるよう援助をしましょう。	
【健康な心と体】 子どもが明るく伸び伸びと生活し、自ら体を動かすことを楽しめるよう取組を しましょう。また、子どもの気持ちに配慮した触れ合いを行いましょう。	
【自然環境との触れ合い】 身近な生物や自然との日常的な関わりをもち、生命の尊さに気付く経験につながる様なやりとりをし、周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、 生活に取り入れていこうとする力を養う取組をしましょう。	
【言葉表現の重要性】 保育士などの言葉の役割の重要性に留意し、子どもの気持ちや経験の言語化の 援助を行いましょう。	

ウ 3歳以上児

3歳以上児については、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになると共に、基本的生活習慣の自立、語彙の増加、知的興味や関心の高まりに加え、仲間と遊び、仲間の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになります。3歳以上児の保育においては、これらの発達の特徴を踏まえ、個の成長と集団としての活動の充実を図ることが大切です。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(健康な心と体、自立心、協同性、道徳性、規範意識の芽生え、社会生活との関わり、思考力の芽生え、自然との関わり・生命尊重、数量・図形、文字などへの関心・感覚、言葉による伝え合い、豊かな感性と表現)を念頭におき、幼児教育から小学校教育への「学びの接続」を円滑に行うために策定する接続カリキュラムを意識しながら、生活と遊びの中で、主体的で協同的な活動の充実を図っていきます。

子どもは環境を通して遊びの中で様々な体験をし、自身の体や気持ちをコントロールする力や挑戦する力、豊かな感性を表現する力など、生涯に渡る生きる力の基礎を培い、人として成長していきます。子どもにとっての遊びとは、意欲や想像力を身に付け、学びの基礎を培うものです。

つくば市では、保育施設内外の人材、行事、施設などの地域の資源を積極的に活用し、豊かな体験・経験を通して保育内容が充実し、子どもの社会性を培う援助をしていきます。

【家族とのつながりを育む】 家庭での生活を通して親や祖父母などの家族の愛情に気付き、家族を大切にし ようとする気持ちが育つように努めましょう。	
【地域との関わりと社会性】 積極的に散歩や保育施設外保育を実施し、地域の環境や、様々な行事を通して 社会性を育む取組をしましょう。	
【健康な心と体】 様々な遊びを通して、心と体の発達を促進し、体を動かすことの楽しさや体の 大切さを子どもたちが知る工夫をしましょう。	
【協同への意識】 友達と協力しやり遂げる活動を通し、子ども同士が互いに思いを伝え合い、折り合いを付ける経験から規範意識の芽生えを育て、個の成長と集団としての活動が充実するよう取り組みましょう。	
【自然環境への好奇心や探究心】 園内外での様々な形態での自然体験を行い、自然に触れ合うことで五感での様々な体験を通し、自然の性質や仕組み、不思議さなどを子どもたちが気付くようにしましょう。	
【自ら健康な生活をつくる力】 子どもが明るく伸び伸びと行動し、健康や安全に必要な習慣や態度を身に付け 、見通しをもって行動できるよう援助をしましょう。	

【自立心、人と関わる力】 自ら行動する力を育て、自分の力で行動する充実感を味わい、保育士などや友 達と共に過ごす喜びを持てる保育を行いましょう。	
【日本文化の理解】 日本の文化や伝統行事、伝統的な遊びに親しみ、日本文化を理解するとともに 異なる文化に触れ、文化の比較をしながら国際理解の意識の芽生えとなる活動 の取組を行いましょう。	
【豊かな感性や表現する力】 身近な環境の中で出会う感動を共有し表現する力を養い、言葉で表現する力や 自己表現を楽しめるよう工夫をしましょう。	
【状況に即した保育】 幼児教育において育みたい資質・能力について、子どもの実態や取り巻く状況 の変化などに即して展開できるよう、保育などの計画や評価の在り方について 、職員間で検討しながら進めましょう。	
【 就学を意識した保育 】 友達と学ぶための社会性を培い、知る楽しみや好奇心、学びに向かう基礎である自尊感情を育む工夫をしましょう。	
【小学校、義務教育学校(※1)との交流】 小学校を訪問したり、小学生と交流したりする機会を設け、子どもが小学校の 生活に対する見通しを持てるようにしましょう。	
【小学校、義務教育学校(※1)との連携】 子どもの生活や育ちについて小学校、義務教育学校への接続が円滑にできるよう、小学校と連携を持ち、情報交換をする場などを設ける工夫をしましょう。	
【小学校、義務教育学校(※1)への接続】 保幼小接続カリキュラム(※2)を作成し、就学を見通して、学びに向かう基礎である自尊感情を育むこと、友達と一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどを基本として保育を行いましょう。	

- (※1)義務教育学校とは、小学校課程から中学校課程まで義務教育を一貫して行う学校
- (※2)接続カリキュラムとは、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るために作られるカリキュラムのことです。小学校教育に向かう幼児期の全体的な計画(教育課程を含む)【アプローチカリキュラム】と、幼児教育との円滑な接続を意識した小学校入学時の教育課程【スタートカリキュラム】を合わせ、幼児期と児童期の「学び」をつなぎます。

③食育

安全で安心な食事を提供し、おいしく楽しく食べられる環境を整えます。

食べることは、生きることの源であり、保育施設における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが目標となっています。「食」を通して健康な心と体、いのちを大切にしていく力、人と関わる力、様々な伝統や文化、食の素材に関わり作物の栽培や調理に関心を持つ力を育てていくことを食育の視点に盛り込むことが必要です。

保育施設での給食は、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省)に基づき施設の規模や設備にあった衛生管理を行い、鮮度の良い衛生的な食材を選定し、旬の食材も取り入れながら、栄養価を考え献立を作成しています。

また同時に、保育施設での食事は、食事をする環境を整え、保育者が子ども一人ひとりに合わせて丁寧に関わることが大切です。

つくば市では、保育施設が食育計画などに基づき、「つくばらしさ」をいかした 食育を推進し、子どもが「食」に対しての興味・関心や食事のマナー、感謝の気持 ちなど様々なことを学ぶ環境を整えていきます。

【食を育む力の育成】 食育に関する方針や目標の計画を立て、栄養士、調理員、保育士の情報交換を 行いましょう。	
【食の安全確保】 衛生管理マニュアルや給食業務マニュアルなどを作成し、衛生点検表による毎 日の点検や衛生管理などを徹底しましょう。	
【ゆとりのある食事空間】 ゆとりのある食事時間を確保し、採光などの環境のほか、子どもが扱いやすい 食器を準備するなど、食事にふさわしい環境を整えましょう。	
【食育環境】 子どもたちが友達や職員との食事中の会話を楽しみ、一緒に食べる喜びを感じ ながら食事ができる環境を作りましょう。	
【食育活動】 低年齢児から、発達に合わせて子どもが主体的に参加できるような計画を作成 し、計画に基づいた食育活動(栽培・作物の収穫及び調理・食文化への関心な ど)を行いましょう。	
【地産地消・季節の食事内容などへの工夫】 つくばで収穫された食材での食事の提供や季節にあった食材での食事の提供 に努めましょう。	
【個々に合った食事の提供】 アレルギー対応については、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」 (厚生労働省)などに基づき、アレルゲン食品の確認、献立の確認、食事提供 時の留意点、誤食した場合の対応方法など、医師の診断に基づいた保護者との 定期的な話合いを行い確認しましょう。	
【家庭との連携】 子どもの食事の様子や、食育への取組について保護者へ伝えたり、家庭からの 食生活に関する相談にも応じ、家庭と連携・協力し食育を進めましょう。	

4健康

子どもたちが元気に健康な生活を送るために配慮・援助を行います。

保育施設では、一人ひとりの子どもの健康の保持及び増進が重要となります。 特に乳幼児期は、抵抗力が弱く様々な病気にかかりやすい時期です。そのため 日々健康観察を行い、衛生管理に気を配り、子どもたちが快適かつ元気に過ごせる よう援助しなければなりません。

同時に、保育施設は集団の生活の場であるため、感染症の早期発見と早期対応に努めなくてはなりません。健康診断の結果や予防接種の予定、流行している感染症状況などを保護者に知らせるなど、日頃から保護者とともに子どもの健康管理を行う必要があります。

また、子どもが、自らの体や健康に関心をもち、心身の機能を高めていくことも 大切です。

つくば市では、嘱託医(園医)との連絡体制を確立し、子どもたち一人ひとりが 健やかに成長し、健康に過ごせるよう安全な環境の下で心と体を十分に動かし生活 できる基盤づくりに努めます。

【保健マニュアルなどの徹底】 職員全員に保健マニュアルなどの周知を徹底しましょう。また、保菌検査など を実施し、結果を適切に管理しましょう。	
【子 どもの健康管理】 既往歴、予防接種の把握など、保護者との情報共有を行いましょう。	
【日常の健康管理】 一日の子どもの生活リズムを把握し、一人ひとりのペースや体調に合わせ、健 康に過ごすことができるよう配慮をしましょう。	
【健康・安全習慣】 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につけられるよう、年齢や発達に応じ、子どもが理解できるように工夫し援助をしましょう。	
【特別な支援を必要とする子の保育】 子どもの状況に応じた環境の整備を行い、保護者や医療機関と連携し、保護者 と共に考える姿勢に努めましょう。	

(5) 安全管理

安心・安全・危機管理に努めます。

保育に関わる全ての職員は、常に危機管理意識を持って、子どもの健やかな育ちを支援する安全な環境を整備していく責務があります。

職員は子ども一人ひとりを十分に理解し、発達の段階で起こりうる事故などの可能性を念頭におき、職員全員で施設内外での事故の予防に努めます。

つくば市では、危機管理、日常の教育・保育における安全管理、防災、防犯などへの取組を強化し、子どもたちを皆で守るという意識の下、安全管理を行っていきます。

【事故や災害などへの適切な対応】 事故や災害、不審者などに対応する危機管理マニュアルを作成し、全職員で共 有し理解をしましょう。	
【個人情報の管理】 個人情報の管理について、全職員で共通認識し適切な管理を行いましょう。	
【事故などの情報共有と再発防止】 事故報告、ヒヤリハット報告があった際には、職員間で情報共有し、再発防止 に向けて話し合いを行い迅速な対処をしましょう。	
【定期的な防災訓練と新たな危機への対応】 定期的な防災訓練に加え、Jアラートなどに対応した訓練も定期的に行いましょう。	
【研修の取組】 救急救命訓練や、AED講習、アレルギー対応研修などにも積極的に参加しま しょう。	
【乳幼児突然死症候群(SIDS)の防止】 午睡の際は、睡眠チェックを行い、うつぶせで寝ている時は体位を変えるなど 乳幼児突然死症候群(SIDS)防止の取組を行いましょう。	
【室内外の安全確認】 室内の安全確認と園庭の遊具の点検、園庭の害虫駆除も定期的に行い、安心して保育が行える環境整備に努めましょう。	

(6) 支援

保護者に寄り添いながら、保護者・地域と協力して保育を行います。

核家族化の進行や就労形態の多様化、地域の子育て力の低下により、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、多くの家庭で子育てについての不安や負担、孤立感が高まっています。特につくば市では、近年、子育て家庭を中心に他市町村からの転入が増加しており、その傾向が高いと推測されます。

このような状況のなか、保育施設は、日常の保育に加えて、保護者自身の子育てを 組織として支援することが重要であると考えます。

つくば市の保育施設は、保育の意図や子どもの状況などについての情報を保護者に積極的に提供するとともに、子どもの成長の喜びを保護者と共有し、悩みや不安の解消に努め、保護者の子育ての意欲向上の一助となるよう支援していきます。

また、保育施設の入所(園)児童以外の子どもに対する地域の子育て支援の拠点となるよう、園庭の開放や相談などの事業を実施するとともに、地域の方々との交流を推進し、地域全体で子育てを支援する環境づくりに務めます。

①保護者支援

 	
【保護者への情報提供】 施設だより、保健・給食だよりなどを定期的に発行するほか、ホームページなどにより、保育方針や日々の様子を保護者に提供しましょう。	
【保護者とのコミュニケーション】 送迎時の会話、連絡帳のやり取り、保護者面談などにより、日頃から子どもの 状況について保護者とのコミュニケーションを図りましょう。	
【課題の共有】 保護者からの要望・御意見などに誠実に対応するとともに、保護者アンケート などを実施することにより、保護者と課題を共有し改善に努めましょう。	
【保護者同士の交流、連携の機会の提供】 保護者懇談会の開催や行事運営への保護者の参加などにより、保護者同士の交 流や協働活動の機会を提供し、親睦を深める取組を行いましょう。	
【支援が必要な家庭への配慮】 経済的困窮、養育困難、育児不安などを有する保護者の情報を把握し、対応に 配慮するとともに、必要な助言や支援を行いましょう。	
【保護者支援における役割分担】 施設の長や担任その他の職員それぞれが保護者支援における役割を分担し、情報を共有しながら、組織として対応しましょう。	
【行政との連携】 特別な支援を必要とする子どもなど、養育困難家庭に対する支援・就学制度を 理解するとともに、必要に応じて行政へつなげたり、助言をするなどの支援を しましょう。	

②地域と連携した子育て支援

【地域における子育て支援の拠点】 地域の子育て家庭を対象に、行事、相談、講座、施設や園庭の開放などに積極 的に取組を行いましょう。	
【地域住民との交流】 昔遊びや農業体験など幅広い世代の住民参加型の行事を実施し、地域住民と子 どもとの交流の推進をしましょう。	

5 保育の質の向上のために求められるもの

市は、事業者、保護者、地域、行政などと共に、保育の質の向上に取り組んでいきます。

(1) 事業者の役割と運営体制

保育の質を確保し、日々の保育を支えているのは人材です。

保育の質を確保するためには、保育者の確保や保育者の育成、社会保障や雇用条件などの労働条件が整備されていることが重要です。また、保育施設の職員が安心して保育に従事するには、運営事業者の健全な運営が不可欠です。

「(仮称)つくば保育の質ガイドライン」アンケート調査結果においても、「保育の質」にとって重要だと思われる項目について、保育施設の保育士及び教諭からの回答は「保育者の人数」が一番多く、それに次いで「保育者の資質」、「保育内容の質」が多い結果となりました。(※P20参照)

① 保育者の確保

アンケートの結果からも、職員の経験年数や年齢に応じてバランス良く、必要な人数を配置することは、職員の保育への意欲や自己啓発への取組を支え、保育の質の向上につながります。これらを踏まえ、質の高い保育を展開するため、月齢や状況に応じた保育士配置などの保育体制の整備などに努めていくことが必要です。

② 保育者の質の向上

事業者は、絶えず一人ひとりの職員についての資質向上や職員全体の専門性の向上を図るよう努めていくことが重要です。また、職員のキャリアパスを見据え、それぞれの職位や職務内容に応じた体系的な研修機会の充実と、組織的な実施体制の構築などを図っていくことが必要です。

③ 労働条件の整備

事業者は、保育施設の役割や社会的責任を遂行するために、法令を遵守し、職員の雇用条件や、就労規則などを明確にします。職員が安定して働き続けることができる労働条件(給与水準・休暇制度・休憩時間等)を整備し、保育士が働きやすい職場にしていくことが必要です。

(2) 保護者の役割

家庭と保育施設の相互理解は、子どもの家庭での生活と保育施設での生活の連続性を確保し、育ちを支えるために、欠かせないものです。家庭と保育施設がお互いに理解し合い、子どもに関する情報の交換を細やかに行うことや、子どもへの愛情や成長を喜ぶ気持ちを伝え合うことなどが必要です。

保護者は、保育施設における子どものための保育や保育の専門性を理解し、保育施設職員と子どもの育ちを共有し、子育てに見通しや希望を持ち、保育施設の保育に、 積極的に参加、協力しましょう。

(3) 地域の役割

子どもを中心にして、保育施設や保護者と一緒に地域全体で、充実した子育ての環境づくりに努めましょう。

(4) 市の役割

市は、子どもの安全と適正な施設の運営を担保し、全ての利用者が保育施設を安心して利用できるよう努めます。

現在、市内には様々な保育施設があり、それぞれの特性や特色をいかした保育を提供しています。市は、数多くの子どもたちが保育を受け、多くの家庭が安心して子育てができる環境を確保するために、全ての保育施設でより良い保育が展開されるよう、保育に関わる専門職の巡回指導相談や監査、人材育成のための研修の開催など、様々な支援を行っていきます。

また、認可保育園などの整備及び運営事業者の決定に当たっては、「保育所保育指針」等や市の地域性を理解した上で、保育の質の向上に取り組む事業者であることを基本とし評価・審査を行っていきます。

この本ガイドラインの策定によって、更なる保育の質の向上の契機となり、保育に関わる全ての職員や、事業者、保護者、地域の方々とともに連携・協力し、子どもを中心とした「保育の質の向上」を図ることができる保育環境を提供していきます。

おわりに

本ガイドラインは、平成 29 年6月に「(仮称)つくば保育の質ガイドライン策定会議開催要項」を施行し、7月から「(仮称)つくば保育の質ガイドライン策定会議」を開催し、「(仮称)つくば保育の質ガイドラインワーキング会議」での現場の保育士や幼稚園教諭の方の意見や、保育事業者、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、保護者などを対象とした「(仮称)つくば保育の質ガイドライン」アンケート結果、ワークショップ「つくばの保育を考えよう」での意見などを踏まえて議論し、作り上げたものです。

つくば市は、保育施設で本ガイドラインを活用した保育がされているかを確認していくとともに、新規の保育事業者の選定にあたっては、本ガイドラインを十分に理解し、市の保育事業について積極的に協力いただけるよう指導していきます。

また、市は、保育の実施責任のある自治体として、保育施設との連携を密にし、保育の質の向上への取組を支援します。そして、保育に関わる全ての方をつなぎ、保育の質の向上を図り、「安心の子育てができるつくば」を目指していきます。

【資料1】

<u>(仮称)「つくば保育の質ガイドライン」アンケートについて</u>

1 目的

国が定める保育所保育指針などを踏まえ、市の目指す「安心して子育てができるつくば」の実現に向けた基本的な指針となるガイドライン策定のため、アンケートを実施。

2 対象

- (1) 市内保育園、市内幼稚園、市内認定こども園、市内小規模保育事業所 85 カ所
- (2) 各保育施設の保育士及び教諭 各5名 各保育施設の保護者 各5名
- (3) 保護者対象者については、無作為抽出による。
- 3 アンケート実施期間 平成 29 年8月1日から8月 21 日まで(21 日間)

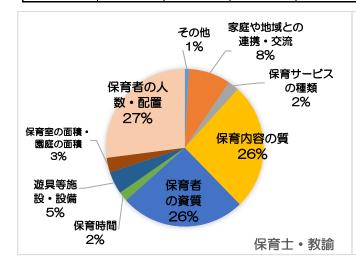
4 アンケート回答率

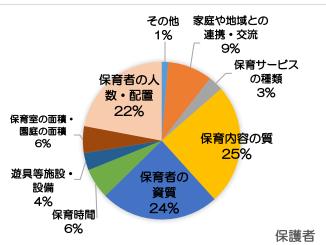
•				
	対象者	総数(人)	回答者(人)	回答率(%)
	保育士及び教諭	421	383	91.0%
	保護者	425	276	64.9%
	計	846	659	77.9%

5 アンケート内容

①保育の質にとって重要なもの

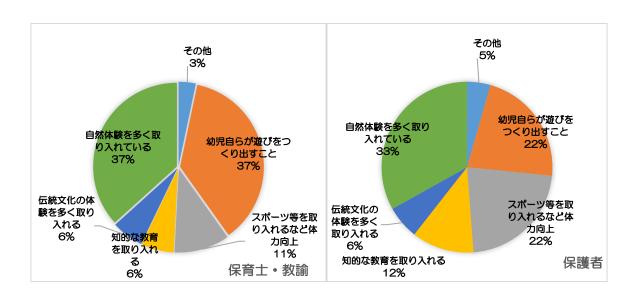
	900	の女生と	<u> </u>						
	保育者の 人数	保育室の 面積・園 庭の面積	遊具等施設・設備	保育時間	保育者の 資質	保育内容 の質	保育サー ビスの種 類	家庭や地域 との連携・ 交流	その他
保育士 及び教諭	27%	3%	5%	2%	26%	26%	2%	8%	1%
保護者	22%	6%	4%	6%	24%	25%	3%	9%	1%





②保育の中で望むもの

	自然体験を 多くとりい れている	伝統文化の 体験を多く 取り入れる	知的な教育を取り入れる	スポーツ等 を取り入れ るなど体力 向上	幼児自らが 遊びをつく り出すこと	その他
保育士 及び教諭	37%	6%	6%	11%	37%	3%
保護者	33%	6%	12%	22%	22%	5%



③ あなたの園、お子さんが通っている園では、小学校に就学してからのことを意識した保育を行っていると思いますか。

(保護者)

民間保育所等(注 1		公立保育所	民間幼稚園	公立幼稚園	その他(注 2		
思う	61%	45%	82%	50%	50%		
思わない	4 %	7 %	0%	4%	17%		
どちらとも いえない	35%	48%	18%	46%	33%		

注1) 民間保育園、認定こども園、小規模保育事業所

注2) 保育所及び幼稚園が不明な保護者

(保育士・教諭)

	民間保育所等	公立保育所	民間幼稚園	公立幼稚園
思う	80%	47%	68%	93%
思わない	0%	6%	4%	0 %
どちらとも いえない	20%	47%	28%	7 %

④小学校との連携・接続のあり方についての考え

	幼児が運動 会等の小学 校主体行事 に参加する	幼児が小学 校の日常活 動や授業に 参加する	小学生が保 育所・幼稚 園等主体の 行事に参加 する	教員と保育 者との日常 的な総合交 流	小学校入学 後の指導に いかすため の情報交を増 の機会を増	小学校教員 が保育所・ 幼稚園等の 保育を参観 する	その他
保育士 及び教諭	16%	17%	4%	18%	28%	15%	2%
保護者	44%	15%	7%	8 %	19%	5%	2 %

- ⑤ あなたは「保育のガイドライン」は、幼稚園、保育園等でどのように活用できると思いますか。(一部抜粋)
 - ・つくば市の保育理念、保育方針を知ることができる。そのことから保育者一人ひとりの資質等も向上し、保護者も安心して子どもを預けることができる。
 - ・保育の質や子どもの安全がより確保されるのではないかと思う。
 - ・園ごとの特色は残しつつ、最低限のレベルが確保されることを内外にアピールできる。他 市、他県に在住の保護者への移住のきっかけにすることもできるのでは。
 - ・研修や勉強会等に役立つ。
 - ・各園の研修、認可・認可外を問わず保育施設の監査、保護者・地域の方に向け保育施設へ の理解資料に活用。

【資料2】

ワークショップ「つくばの保育を考えよう」について



科学





1 目的

(仮称)つくば保育の質ガイドライン策定に当たり、「つくばらしさ」や、「つくばの特徴」をいかした保育を盛り込んでいくため、ワークショップを開催。

2 参加者

ワークショップ参加者数 60 人 (保育士 34 人、保護者 6 人、保育事業者 4 人、市議会議員 3 人、一般市民 9 人、その他 オブザーバー 4 人)

3 内容

ワークショップ参加申込の際に「つくばらしさ」について出された意見を、4つのテーマ(「自然」、「科学」、「文化」、「国際性」)にまとめ、これについて、「つくばらしさをいかした保育」を考えてもらうグループワークを実施しました。

(1) 開催日時: 平成 30 年 8 月 9 日 (木) 19:00 から 21:00 まで

(2) 開催場所:市庁舎2階 201会議室

【ワークショップでのアイデアや意見】

「つくばらしさ」について4つのテーマ(「自然」、「科学」、「文化」、「国際性」)にまとめ、「つくばらしさをいかした保育」について話し合いました。

	資源	本物の自然、豊かな自然、筑波山、宝篋山、多くの公園、田園、森林、草花、木の実、落ち葉、どんぐり、まつぼっくり、四季の植物、でこぼこ道、季節の移り変わりを感じる、動物、クワガタや多くの昆虫、風、空気がいい、おいしい野菜、畑の野菜、田んぼ、ザリガニ、どろんこ遊び、登山、川遊び、沢ガニ採りなど。
自然	つくばらしさを いかした保育例	「近所の水辺でザリガニつりをして観察」、「どろんこに触れて、土の感触を楽しむ」、「散歩での、草花つみ、虫とりで季節を感じる」、「どんぐり、しいのみなどの木の実を集めて制作する」、「虫や多くの生き物とふれあい、命の大切さや観察心を養う」、「虫や植物などが集まる場所づくり」、「草花を使った遊びの提案」、「土の感触を感じ、その中の生き物を見つける」、「野菜作りやその成長を楽しみに世話をしたり、収穫して味わう」「五感を磨く(感じる)」、「感性を磨く(感動)」、「危険を知る」、「生命を大切にすることを知る」、「自分の命を守る」、「丈夫な身体をつくる」、「昔と今の違いを知る」、「季節を感じる」、「農業体験(米作り)をする」、「伝承あそびをする」など。
松芒	資源	JAXA筑波宇宙センター、実験植物園及び防災科学技術研修所など多くの研究機関や大学があり小さな頃から身近に見学や体験ができる、最先端の研究がある、研究所が歩いて行ける場所にある、博士が多く直接話を聞けるチャンスが多い、研究者が多い、お父さん、お母さんに科学者がたくさんいる、宇宙飛行士の話が聞ける、ロボットに触れ合える、セグウェイが走っている、エキスポセンターで科学や宇宙を身近に感じ、体験することができるなど。
科学	つくばらしさを いかした保育例	「身近な研究施設を体験する」、「初めての体験や出会いを大切にする」「本物に触れられる環境を作る」、「子どもの発見を大切にする」、「本物を見たり、聞いたり、体験して、考える力や好奇心を育てる。」、「紙飛行機作り、遠くに飛ばすためには?」、「目の前の不思議を探求して経験に」、「身近なものから、科学を考える」、「科学は生活、保育の中に密着したもの」、「保護者と一緒に科学を共有」、「出前授業」、「工夫や経験をいかし探求心を育てる」など。

文化	資源	地域の祭りや伝統文化、地域との関わり、地域とのつながり、つくば古来の言葉、方言、和太鼓などの文化、筑波の歴史、平沢官衙遺跡、小田城、筑波山のがまの口上、昔話、民話、言葉、わらべうた、和太鼓、竹細工、大学などの文化・芸術活動、農業、まち探検など。
ΧΊU	つくばらしさを いかした保育例	「地域の昔話を伝える」、「地域のまつりを保育に取り入れる」、「つくばの歴史や伝統文化を知る」「つくばの歴史、伝統文化、音楽、芸術を知る」、「昔の遊びを知る」、「心を豊かにする」、「心を育てる」、「社会とのつながりを意識する」、「人材を活用する」、「つくばへの愛着心を育てる」など。
国際性	資源	身近なお友達に色々な国籍の外国人※がいる、(※各国の研究に携わっている研究者やその家族、留学生などが多い)、自分と言葉や文化が違う人がいることを知る、コミュニケーションの取り方を知る、色々な言葉や歌が聞ける、文化の違いや生活スタイルを知ることができるなど。
国际社	つくばらしさを いかした保育例	「身近な外国人のお友達の国や言葉、文化について知る機会を作る」、「外国の歌などを歌う」、「外国の食事を体験する」、「世界地図を貼る」、「外国の言葉や文化を知る」、「コミュニケーションを上手にとる」、「グローバルな視点を育てる」など。

自然

- 生き物とふれあう
- 里山で遊び、季節を感じる
- 土に親しむ

科学

- 研究所を見学する
- 最新技術に触れる
- 子どもの発見を大切にする

「つくばらしさ」をいかした保育

文化

- つくばの歴史や伝統に触れる
- 音楽や芸術を知る
- ○地域とのつながりをもつ

国際性

- 様々な国の言葉に触れる
- 外国の食事を体験する
- 多様な文化について知る

市は、「つくばらしさ」の資源や環境が保育内容にいかされ、子どもの将来の可能性を広げる一助になって欲しいと考えます。



ワークショップ全体の様子



各グループの発表の様子

【資料3】

つくば保育のガイドラインワーキング会議及び策定会議経過

	年月日	主な内容
1	平成 29 年 6 月 1 日	つくば市つくば保育の質ガイドライン策定会議開催要項施行
2	平成 29 年 7 月 3 日	第 1 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
3	平成 29 年 7 月 7 日	第 1 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
4	平成 29 年 7 月 10 日	平成 29 年度 第 1 回つくば市子ども・子育て会議
5	平成 29 年 7 月 20 日	先進地視察(千葉県松戸市)
6	平成 29 年 7 月 27 日	先進地視察(東京都世田谷区)
7	平成 29 年 8 月 1 日 ~21 日	(仮称)つくば保育の質ガイドラインアンケート調査実施
8	平成 29 年 9 月 14 日	第 2 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
9	平成 29 年 9 月 19 日	第 2 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
10	平成 29 年 9 月 20 日	平成 29 年度 第 2 回つくば市子ども・子育て会議
11	平成 29 年 10 月 19 日	第3回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
12	平成 29 年 10 月 23 日	第3回つくば保育の質ガイドライン策定会議
13	平成 29 年 10 月 26 日	平成 29 年度 第 3 回つくば市子ども・子育て会議
14	平成 29 年 10 月 29 日	「つなげよう!つくば de 外遊び」参加
15	平成 29 年 11 月 15 日	第 4 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
16	平成 29 年 11 月 17 日	第 4 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
17	平成 29 年 12 月 18 日	第 5 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議

18	平成 29 年 12 月 22 日	第 5 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
19	平成 30 年 1 月 29 日	第 6 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
20	平成30年2月7日	第 6 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
21	平成 30 年 2 月 20 日	平成 29 年度 第 4 回つくば市子ども・子育て会議
22	平成 30 年 3 月 19 日	第 7 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
23	平成 30 年 3 月 23 日	第 7 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
24	平成 30 年 5 月 11 日	第 8 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
25	平成 30 年 5 月 17 日	第 8 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
26	平成 30 年 6 月 1 日	平成 30 年度 第 1 回子ども・子育て会議
27	平成 30 年 7 月 2 日	第 9 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
28	平成 30 年 7 月 11 日	第 9 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
29	平成 30 年 8 月 7 日	平成 30 年度 第 2 回子ども・子育て会議
30	平成 30 年 8 月 9 日	ワークショップ「つくばの保育を考えよう」
31	平成 30 年 9 月 14 日	第 10 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
32	平成 30 年 9 月 21 日	第 10 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
33	平成 30 年 10 月 25 日	平成 30 年度 第 3 回子ども・子育て会議
	平成 30 年 12 月	パブリックコメント
	平成 31 年 1 月 16 日	第 11 回つくば保育の質ガイドラインワーキング会議
	平成 31 年 1 月 24 日	第 11 回つくば保育の質ガイドライン策定会議
	平成 31 年 2 月	平成 30 年度 第 4 回子ども・子育て会議
	平成 31 年 3 月	ガイドライン策定

【資料4】

(仮称) つくば保育の質ガイドライン策定会議メンバー(平成 29 年度)

議 長: こども部長(飯泉省三) 副議長: 教育局長(新井隆男)

会員: こども部次長(中山由美)、こども部幼児保育課長(松浦智恵子)、

こども部こども政策課長(安曽貞夫)、こども部こども育成課長(鳴海秀秋)、教育局次長(木村徳一)、教育局学務課長(間中和美)、

教育局教育指導課長(中山猛)

(仮称) つくば保育の質ガイドライン策定会議メンバー(平成 30 年度)

議 長: こども部長(中山由美) 副議長: 教育局長(森田充)

会員: こども部次長(松本茂)、こども部幼児保育課長(松浦智恵子)、こ

ども部こども政策課長(安曽貞夫)、こども部こども育成課長(鳴海秀秋)、教育局次長(大久保克己)、教育局学務課長(間中和美)、

教育局教育指導課長(根本智)

(仮称) つくば保育の質ガイドラインワーキングメンバー(平成 29 年度)

リーダー: こども部幼児保育課長補佐(柳町優子)

サブリーダー: こども部こども政策課長補佐(岡田健一)、こども部こども育成課長

補佐(冨田克江)、こども部子育て相談室長(町井浩美)

メンバー: 教育局学務課長補佐 (株木文男)、教育局教育指導課長補佐 (伊藤直

哉)、こども部上郷保育所(公立)主任主査(諸岡幸江)、つくばこども の森保育園(民間)主任保育士(益子暁子)、松代幼稚園(公立)教

頭 (藤ケ崎郁子)、栄幼稚園 (民間)副主任 (橋本睦子)

(仮称) つくば保育の質ガイドラインワーキングメンバー(平成 30 年度)

リーダー: こども部幼児保育課長補佐(中村銀華)

サブリーダー: 統括保育士(鈴木晴代)、こども部こども政策課長補佐(柳町優子)、

こども部こども政策課長補佐(飯村修)、こども部子育て相談室長(鈴

木加代子)、こども部こども育成課長補佐(冨田克江)

メンバー: 教育局学務課長補佐(大口勝也)、教育局教育指導課長補佐(大久保

文子)、こども部作岡保育所(公立)所長(諸岡幸江)、つくばこどもの森保育園(民間)主任保育士(益子暁子)、松代幼稚園(公立)

園長 (藤ケ崎郁子)、栄幼稚園 (民間)副主任 (橋本睦子)